

厚生省研究所人口民族部の成立

昭和十四年八月創立以來三年有餘我が國人口國策の確立に盡瘁してきた人口問題研究所は、今般行政簡素化實施に伴ふ研究機關統合の結果、昭和十七年十一月一日より新たに厚生省研究所人口民族部として新しき機構の下にその調査研究を繼承、その國策的使命に慥、協力の實を擧げることとなつた。

尚、人口民族部長としては前企画部長岡崎研究官その任を繼ぎ、また人口民族部に於ける人口政策研究部及び民族政策研究部の部長としては館研究官並に前調査部長小山研究官が夫々その任に當ることとなつた。

厚生省研究所官制の公布

行政簡素化實施の爲にする厚生省研究所官制制定の件は昭和十七年十一月一日付官報號外を以て左の如く公布せられた。

厚生省研究所官制 (昭和十七年十一月一日勅令第七百六十二號)

第一條 厚生省研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題、國民保健及國民勤勞ニ關スル調査研究並ニ公衆衛生技術者及工場事業場災害豫防技術者ノ養成訓練ヲ掌ル

第二條 厚生省研究所ニ總務課及部ヲ置ク各部ノ名稱並ニ總務課及各部ノ事務ノ分掌ハ厚生大臣之ヲ定ム

第三條 厚生省研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

部長

技師 專任三十四人 奏任 内三人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

研究官 專任十人 奏任 内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

教務主事

指導官

事務官 專任一人 奏任

技手、
研究官補 專任四十九人 判任

指導官補

書記 專任十三人 判任

藥劑手 專任一人 判任

前項定員ノ外十人以内ノ無給技手ヲ置クコトヲ得

第四條 厚生省研究所ニ顧問ヲ置キ所務ヲ輔ケシム

顧問ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 厚生省研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第六條 厚生省研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第七條 所長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ統理ス

第八條 部長ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十條 研究官及研究官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調査研究ヲ掌ル

第十一條 教務主事ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ノ連絡統一ニ關スル事務ヲ掌ル

第十二條 指導官ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ヲ掌ル

第十三條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十五條 指導官補ハ技手又ハ研究官補ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ指導官ノ職務ヲ助ク

第十六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十七條 藥劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

第十八條 厚生省研究所ニ於テ養成訓練ヲ受クル者ヲ厚生省研究所研究生ト稱ス

厚生省研究所研究生ニ關スル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

人口問題研究所官制及厚生科學研究所官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ人口問題研究所職員ノ職ニ在ル者別